

事務連絡  
平成23年3月25日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う  
高齢受給者証の取扱いについて

標記については、高齢受給者証の取扱いについて、全国健康保険協会及び健康保険組合に対し、別紙の内容を通知しましたので、よろしくお取り計らいください。



事務連絡  
平成23年3月25日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う  
高齢受給者証の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震によって、被保険者等が避難しているなどの事情があり、自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合があるので、高齢受給者証の取扱いについて、下記のとおりとしたので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 自己負担割合の記載について

70歳代前半の医療保険被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について（平成22年12月20日付保発1220第3号）により、平成23年度も継続することを通知している。

被保険者等が避難しているなどの事情で、本年4月1日までに自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合には、「一部負担金の割合」欄が「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」となっている高齢受給者証でも、本年4月1日以降当面、有効なものとして取り扱うことができること。

2. 高齢受給者証が保険医療機関等に提示されない場合の取扱いについて

(1) 保険医療機関等からの照会について

高齢受給者証を含め、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難しているため、保険医療機関等に提示できない場合、被保険者等が氏名、生年月日、事業所名を申し立てることにより、受診できる取扱いとしている（別添「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年3月11日付厚生労働省保険局医療課事務連絡））。

この場合に、保険医療機関等から保険者に対して、高齢受給者証を提示できない被保険者等について、その被保険者資格の有無、被保険者番号、自己負担割合等の照会があった場合には、保険者において適切に回答すること。

(2) 本来の給付割合と異なる請求の取扱いについて

被保険者等の申し立てによる一部負担金の割合がその被保険者等の本来の自己負担割合と異なる可能性があるが、保険医療機関等が訂正して請求することは困難であるため、保険医療機関等から給付割合が異なる請求がなされた場合でも、当面、その請求の給付割合による支払に応じること。

この場合、被保険者等が、保険医療機関等において、本来の自己負担割合より多く負担した場合には、保険者は被保険者等に対し、後日、その差額を還付し、少なく負担した場合には、後日、その差額を返還請求すること。

(3) 高齢受給者証の交付について

(2) のとおり、被保険者等が保険医療機関等で更新後の高齢受給者証を提示できない場合、保険医療機関等が本来の給付割合と異なる請求をせざるを得ない場合が生じるので、保険者は可能な限り速やかに高齢受給者証の交付を行うこと。

事務連絡  
平成23年3月11日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県民生主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る  
被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL:03-5253-1111（内線3172）  
FAX:03-3508-2746



事務連絡  
平成23年3月25日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う  
高齢受給者証の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震によって、被保険者等が避難しているなどの事情があり、自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合があるので、高齢受給者証の取扱いについて、下記のとおりとしたので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 自己負担割合の記載について

70歳代前半の医療保険被保険者等の一部負担金等の軽減特例措置については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について（平成22年12月20日付保発1220第4号）により、平成23年度も継続することを通知している。

被保険者等が避難しているなどの事情で、本年4月1日までに自己負担割合の記載を更新した高齢受給者証を被保険者等に交付できない場合には、「一部負担金の割合」欄が「2割（ただし、平成23年3月31日までは1割）」となっている高齢受給者証でも、本年4月1日以降当面、有効なものとして取り扱うことができること。

2. 高齢受給者証が保険医療機関等に提示されない場合の取扱いについて

(1) 保険医療機関等からの照会について

高齢受給者証を含め、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難しているため、保険医療機関等に提示できない場合、被保険者等が氏名、生年月日、事業所名を申し立てることにより、受診できる取扱いとしている（別添「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年3月11日付厚生労働省保険局医療課事務連絡））。

この場合に、保険医療機関等から保険者に対して、高齢受給者証を提示できない被保険者等について、その被保険者資格の有無、被保険者番号、自己負担割合等の照会があった場合には、保険者において適切に回答すること。

(2) 本来の給付割合と異なる請求の取扱いについて

被保険者等の申し立てによる一部負担金の割合がその被保険者等の本来の自己負担割合と異なる可能性があるが、保険医療機関等が訂正して請求することは困難であるため、保険医療機関等から給付割合が異なる請求がなされた場合でも、当面、その請求の給付割合による支払に応じること。

この場合、被保険者等が、保険医療機関等において、本来の自己負担割合より多く負担した場合には、保険者は被保険者等に対し、後日、その差額を還付し、少なく負担した場合には、後日、その差額を返還請求すること。

(3) 高齢受給者証の交付について

(2) のとおり、被保険者等が保険医療機関等で更新後の高齢受給者証を提示できない場合、保険医療機関等が本来の給付割合と異なる請求をせざるを得ない場合が生じるので、保険者は可能な限り速やかに高齢受給者証の交付を行うこと。

事務連絡  
平成23年3月11日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県民生主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る  
被保険者証等の提示について

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係  
TEL:03-5253-1111（内線3172）  
FAX:03-3508-2746